

嘉麻市議会委員会条例の一部を改正する条例

嘉麻市議会委員会条例（平成 18 年嘉麻市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務財政委員会 8 人以内

- ア 総務課の所管に属すること。
- イ 人事秘書課の所管に属すること。
- ウ 防災対策課の所管に属すること。
- エ 地域情報課の所管に属すること。
- オ 企画調整課の所管に属すること。
- カ 男女共同参画推進室の所管に属すること。
- キ 財政課の所管に属すること。
- ク 庁舎・交通体系対策室の所管に属すること。
- ケ 税務課の所管に属すること。
- コ 収納対策室の所管に属すること。
- サ 総合窓口課の所管に属すること。
- シ 選挙管理委員会の所管に属すること。
- ス 固定資産評価審査委員会の所管に属すること。
- セ 会計管理者の所管に属すること。
- ソ 監査委員の所管に属すること。
- タ 公平委員会の所管に属すること。
- チ 他の委員会の所管に属さないこと。

(2) 民生文教委員会 8 人以内

- ア 市民課の所管に属すること。
- イ 環境課の所管に属すること。
- ウ 人権・同和対策課の所管に属すること。
- エ 健康課の所管に属すること。
- オ 高齢者介護課の所管に属すること。
- カ 福祉事務所の所管に属すること。
- キ 教育委員会の所管に属すること。

(3) 産業建設委員会 8 人以内

- ア 農林整備課の所管に属すること。
- イ 産業振興課の所管に属すること。
- ウ 住宅課の所管に属すること。
- エ 都市計画課の所管に属すること。

- オ 土木課の所管に属すること。
- カ 農業委員会の所管に属すること。
- キ 水道局の所管に属すること。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 6 日から施行する。